

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第七号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例等の一部を改正する条例

(広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正)

第一条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例(平成十一年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の第二十号の二(8)から(10)までの規定中「第九条の三十第十項」を「第九条の三十第十一項」に改め、同号(16)中「第九条の三十第八項」を「第九条の三十第九項」に改め、同号(17)中「第九条の三十第七項」を「第九条の三十第八項」に改め、同号(18)中「第九条の三十第八項」を「第九条の三十第九項」に改め、同号(19)中「第九条の三十第九項」を「第九条の三十第十項」に改め、同表の第二十号の三(18)中「第十四条の二第二項」を「第十四条の二第三項」に改め、同号(19)中「第十四条の二第三項」を「第十四条の二第四項」に改め、「措置命令」の下に「(法第十四条の二第二項に係るものを除く。)」を加える。

第三条の表の第二十二号の二(1)中「第十四条の二第一項及び第二項」を「第十四条の二第一項及び第三項」に改める。

(広島県手数料条例の一部改正)

第二条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。
別表廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号。以下この項において「法」という。)の項中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改める。

(広島県産業廃棄物埋立税条例の一部改正)

第三条 広島県産業廃棄物埋立税条例(平成十四年広島県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十二条第三項」を「第十二条第五項」に改める。

(広島県生活環境の保全等に関する条例の一部改正)

第四条 広島県生活環境の保全等に関する条例(平成十五年広島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

第九十二条第一項中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中第二条の表の第二十号の三の改正規定及び第三条の表の第二十二号の二の改正規定並びに第四条の規定は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十一号）附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。